

## 第11号(平成29年度秋)掲載記事

### 第11回 年金は予測できない将来への備え

#### 1、老後に備えて貯蓄しても、様々な問題があります。

- ▶ 50年後の物価や賃金の変動は予測できない。(貯蓄しても、将来目減りするかもしれない)
- ▶ いつ、障害を負ったり、小さな子どもがいる時に配偶者を亡くす(=所得を失う)か、わからない。
- ▶ 人は、何歳まで生きるかは予測できない。(どれだけ貯蓄をすればよいのかわからない)

#### 2、このような将来の不安に対し公的年金での備えが最適です。(主な理由)

- ▶ 実質的な価値に配慮した年金の支給。
- ▶ 障害年金・遺族年金の支給。
- ▶ 終身(亡くなるまで)の支給。

#### 3、公的年金制度は破綻しません。

わが国の制度は、その時々々の現役世代の方が納めた保険料をその時々々の高齢者の方々に年金として渡す、いわゆる世代間扶養を仕組みとしている。

従って、国が存続する限り、破綻することはない。

\*参考 昔と今の物価 1965年と2015年比較

品名		S40年(円)	H27年(円)	倍率
コーヒー	一杯	100	420	4.2
うどん	一杯	80	630	7.9
はがき	枚	7	52	7.4
新聞	月	750	3,700	4.9

総務省統計等から

消費生活アドバイザー OB 木暮晃治

## 第12号(平成29年度冬)掲載記事

### 第12回 政府広報のパンフレット「年金ニュース」の紹介

H28年12月、年金改革法が成立しました。内容を広報するため年金ニュース創刊号、第2号が発刊されています。市町村役場、年金事務所、スーパー等に置いてあり自由に持ち帰れます。年金ニュースのアウトラインを紹介します。

#### 創刊号、第2号共通

- 年金は、カットされるのか
- どんな改革なのか
- 年金が、どの様に安定していくのか

#### 創刊号

- 「年金の仕組み」をもう一度
- 私たちの年金はどうなるの
- 年金をすでに受け取っている方
  - ▶ もうじき、年金を受給される方
  - ▶ 現役で働いている方
  - ▶ 60歳未満で職に就いていない方
  - ▶ 将来の年金を増やしたい方

#### 第2号

- ▶ 資格期間が10年以上となれば年金を受け取れるようになりました。
- ▶ 今から保険料を納めて年金額を増やすこともできます。
- ◆ 専業主婦(主夫)の届け出漏れの期間の届け出(特定期間該当届出)
  - ▶ 年金制度加入していなくても資格期間に加えることができる期間があります。
  - ▶ ご自身の年金記録を確認することで年金を受け取れる場合があります。
- ◆ 持ち主が確認できない記録が、今なお約2,000万件残っています。

消費生活アドバイザー OB 木暮晃治